

第5回検討会でいただいた主なご意見

第5回検討会でいただいたご意見（主なもの）

①安全衛生経費の範囲

- 近年、メンタルヘルス対策やアスベスト対策の問題が出てきているといった面を見ても、安全衛生というのは、時代とともに求められるものが変わってくるので、随時見直していく必要がある。
- 厚労省が発行した過労死白書では、建設業はかなり過重労働になっている。労務管理と健康管理は表裏一体の部分があり、ハード対策もそうだが、ソフト対策も経費として計上できるとよい。具体的には、建設業労働災害防止協会が実施している健康KYや無記名ストレスチェックなどの普及・啓発、産業医の共同選任、医師の面接指導、メンタルヘルス研修、管理職の労務管理の研修といったソフト対策を入れるとよいと思う。（この調査結果が、）市場全体の傾向か否かの判断は難しいが、全体的な傾向として捉えた上で、この検討会の前提としたい。
- 足場の安全点検等のための費用についても、安全に対してかかる費用なので、しっかりと費用としていただきたい。元請からは足場を工事の中に含めてと言われることが多い。
- 安全衛生経費の定義づけについて、具体的な安全対策の項目による整理となっていないことが理解できない。安全衛生対策がどのような品目で、その対策がこのような金額になるといった具体的なところを詰めておかないと、国民の理解を求めづらいのではないかと思う。例えば、最低限必要な安全衛生経費、ないしは最大限広げればこれくらいのものであった案を2案、3案でも出さないと議論が進まないのではないか。

②とりまとめの方針・構成

- もう少し骨太なストーリーのもとに、論理構成をはっきりさせて、対策がまとめられないのか。
- 対策について、系統立った考え方を示すべきではないか。すなわち単なるリーフレットの宣伝なのか、もう少し踏み込んだガイドラインなのか、省令レベルなのか、あるいは法令レベルなのかといったことだ。資料にある対策は、重要性などにかかわらず、何となくできるところからやろうという風に見えてしまい、せつかくこの検討会の議論の生かされ方が不十分ではないか。
- 施策の案は、何となくできることを並べて書いてある感じが否定できない。検討会のとりまとめの際には、できることのみではなく、しなければならないことにも触れないのはおかしいのではないか。

第5回検討会でいただいたご意見（主なもの）

③下請まで適切に支払われる施策案

A. 安全衛生経費の適切かつ明確な積算のための確認表(チェックリスト)

- 「チェックリスト」という言葉ではなく、「見積条件通知書」あるいは「見積条件提示書」として、安全経費を元請・下請どちらが負担するのかといったこともあわせて、契約の書面に含めて考えた方が良いでしょう。
- 今の建設産業を見ると、元請で何でもできるというわけではないので、(安全衛生経費の)金額を元請が出すということよりも、下請から聞いたものを出すというような仕組みを含めて考えていくべきではないか。
- 一人親方を含め、(安全衛生経費を)知らなければ、請求しなければ払わないといったこともあるので、請求するためのツールを広げていくことも政策として必要だと感じる。
- プロフェッショナル向けの(安全衛生経費の)話もあるので、細かい整理は引き続きワーキングで検討していただくことになると思う。
- ワーキングについては、丁場や規模などにより安全対策は異なってくるため、その辺りも含めて検討が必要となる。
- (安全衛生経費の)支払いの具体策について、チェックリスト等は過去にも何編か取り組んだものの、なかなか事態が改善しない。なぜチェックリスト、ガイドライン、リーフレットという手法だけで十分と考えるのか。確かに、特に民民の問題も含めて非常に難しい問題なので、一朝一夕で解決できない。場合によっては、中央建設業審議会に諮るようなことかもしれない困難な問題だが、この検討会でもう少し問題点を掘り下げておく必要があるのではないかと。中長期的な問題かもしれないが、結論がこの検討会で出ないのであれば、中長期的にどのようにするかについて書き込んだ方がよい。

第5回検討会でいただいたご意見（主なもの）

③下請まで適切に支払われる施策案

B. 企業や国民等への広報①

- 国民向けの話は非常に重要なポイントだ。国民向け、発注者になる方に安全経費の重要性を訴えることが必要なので、安全経費をもっと簡単にPRするのは有効だと思う。アンケート調査結果を見ると、発注者も個人も安全経費やリスクについて興味を持っていることがうかがえるので、そういったプラス面の現状も念頭に入ると、啓発の時に有効になるのではないか。
- 個人向けアンケートの結果からは、エンドユーザーが安ければ安いほどよいと思っているのは業界側の思い込みで、一般の方は(安全衛生経費を)知っていれば払うべきだろう、というような回答も多かった。広報の不足といった問題も含め、非常に興味深い。
- 一人親方と言われる人たちが働いているのは町場などが多いので、まずは国民向けの広報をしっかりとやってほしい。発注者向けのリーフレットについては、町場から大きな建物やホテル、大型スーパーのテナントなどをつくるといった様々なタイプの発注者があるので、一つの種類では無理だと思う。
- 個人の方、下請の方ともに安全衛生に関してあまり知識がない。(安全衛生経費が)支払われたとしても、支払われた後に流れたお金がうまく使われなければ問題なので、その点も含め対応してほしい。
- 安全衛生経費の周知に関しては、一般国民向けは重要なものだけを集めたもので、理解を求めるのには十分な気がする。一方で、業界の間で使うようなものは、数年間に建設業労働災害防止協会がまとめた報告書にあるようなプロフェッショナル向けのものとなる。利用目的によって、重要なところは共通だが、それ以外のところは多少変わってもいいというような、柔軟な発想で考えた方がよいのではないか。
- インフラをつくったり戸建てを建てたりする人の中間的な立場の発注者、例えば、ホテルや銀行の支店等をつくる発注者に対してアピールできるようなリーフレットも作る必要があると思う。

第5回検討会でいただいたご意見（主なもの）

③下請まで適切に支払われる施策案

B. 企業や国民等への広報②

- 国民の皆さんへの周知もあるが、実際に働いている人の問題認識もある。
- 全建総連の組合員から、厚労省と国交省が作成したリーフレットの評判がよく、理解ができるようになったとの声もあった。こういったものを継続して出し続ける、啓発するのが重要ではないかと思う。リーフレットに加え、20代といった若年層向けには、インターネットやSNSの活用も必要ではないか。

C. その他（別枠化・罰則など）①

- 総価契約では安全衛生経費が埋もれてしまうので、項目を別に作って、まとめてもらえるような形になればよい。
- 安全対策経費は、直接工事費や間接工事費と並ぶようなくらいの位置づけがあってもしかるべきだと思うので、項目の内容を具体的に固めるために時間がかかるというのであれば、別途委員会を作ってもよいのではないか。
- （安全衛生経費が）上層の業者だけに入り、下層の業者に入らないということがあるので、確実に支払われているかについて、監視するような機関や罰則がないとなかなか進まないのではないか。
- 経費の問題は、要するに、不良・不適格業者がその経費を省いて安く受注してしまい、まじめな業者が損をするという話もあるので、国交省には、不良・不適格業者の排除を引き続き徹底的に進めていただきたい。
- 重層化を浅くし、不良・不適格業者には退場いただくといった中では、建設キャリアアップシステムをうまく使っていけると、外国人問題も含めてうまく先に進むところがあるのではないか。
- （安全衛生経費を）支払った元請が不利にならないための仕組みは、施策の案でどれに当たるのか。

第5回検討会でいただいたご意見（主なもの）

③下請まで適切に支払われる施策案

C. その他（別枠化・罰則など）②

- 大規模修繕や改修業界などにおいて、元請が着工前に発注書を出せていないことが、電子契約の普及を阻害している要因となっていると思う。安全衛生経費についても、記録が残る電子契約の中で必ず結ばなければならないといったようにすると、問題が少しは減るのではないか。
- 厚労省や全建総連の統計を見ても、最近、本当の意味での一人親方ではない方が増えてきている事実もあるので、この辺りも大きな問題になると思う。

④その他

- （個人向けのアンケートのキーワードに関する認知について、）学校で教育を受けていないので、労働安全衛生法自体をよく知らないのは当たり前だ。社会に出てから学ぶので、年配者ほど認知度が高い傾向を示したものと思う。文科省との問題もあるかと思うが、働き方改革も含めて、労働三法を学ぶ場がないことについて、今考えていかなければならないと感じた。
- 建設職人基本法では、建設工事従事者の安全や健康については、元請が最大に責任を持つことになっている。ゼネコンの現場で一人親方がけがをした時に、元請の責任による事故ではないという発言がいまだにあること自体が問題だ。